

# 農地中間管理事業（特例事業：農地売買等事業）の手数料と添付書類

※このファイルはあくまでも手数料の目安としてご利用ください。

※農地売買等事業をご検討の際は、別紙「農地中間管理事業（特例事業：農地売買等事業）のながれ」もご覧ください。

売り手（ ）	買い手（ ）																								
<b>【農地中間管理事業（特例事業：農地売買等事業）の手続きの流れ】</b>																									
<b>1. 農地売買支援事業（農地買入れ）の申込み</b>	<b>4. 農地売買支援事業（農地売渡し）の申込み</b>																								
<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料が必要です。（代金の1%+15,000円） （売買代金より差し引かれます）</li> <li>・売買代金は800万円の特別控除があります。</li> <li>・代金は農業公社の登記取得後に支払われます。 （確定申告が必要な年の2月上旬に 控除証明書が送付されます。）</li> </ul>	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料が必要です。（代金の1%+15,000円） （売買代金に上乗せして請求されます。）</li> <li>・不動産取得税と登録免許税が軽減されます。</li> <li>・所有権移転登記は農業公社が行います。 （代金支払後に登記名義の変更が行われます。）</li> </ul>																								
<p><b>【代金計算】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>売買代金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>（合意した売買価格） ※右と同じ</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> <td>（固定手数料）</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>（売買代金1%）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid blue;"> <td>受け取る金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </table>	売買代金	円	（合意した売買価格） ※右と同じ	手数料	15,000円	（固定手数料）	手数料	円	（売買代金1%）	受け取る金額	円		<p><b>【代金計算】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>売買代金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>（合意した売買価格） ※左と同じ</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> <td>（固定手数料）</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>（売買代金1%）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid blue;"> <td>支払う金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </table>	売買代金	円	（合意した売買価格） ※左と同じ	手数料	15,000円	（固定手数料）	手数料	円	（売買代金1%）	支払う金額	円	
売買代金	円	（合意した売買価格） ※右と同じ																							
手数料	15,000円	（固定手数料）																							
手数料	円	（売買代金1%）																							
受け取る金額	円																								
売買代金	円	（合意した売買価格） ※左と同じ																							
手数料	15,000円	（固定手数料）																							
手数料	円	（売買代金1%）																							
支払う金額	円																								
<p><b>【売り手が準備するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録された実印</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・入金先口座 <small>（通帳の口座番号が書いているところのコピー）</small></li> </ul> <p style="text-align: right;"><small>※申請書作成で必要のため 金額と一緒にお伝えくだ さい</small></p>	<p><b>【買い手が準備するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録された実印</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>																								
<p><b>【売り手が買い手、どちらかが準備するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の全部事項証明書</li> </ul>																									

- ・申請書は農業委員会で作成しますので、売買の合意ができましたら窓口へ来てください。
- ・申請書ができましたら内容の確認と申請を行いますので、買い手と売り手の両名で添付書類等を持参し、窓口へ来てください。